

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和4年12月8日(木)			
会議時間	開会	午後3時40分	閉会	午後4時5分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐 藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 猪 股 晃	
	委員 千 葉 大 作			
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	小菅教育長、及川教育部長、遠藤教育総務課長			
参考人	なし			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 (1) スクールバス利用対象距離の弾力的対応について			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和4年12月8日

(午後3時40分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は9名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局から教育長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決しました。

直ちに議長を通じて、教育長の出席を求めることといたします。

(休憩 15:41~15:42)

委員長 : それでは、所管事務調査を行います。

初めに、スクールバス利用対象距離の弾力的対応についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

小菅教育長。

教育長 : 先ほど議会においても、スクールバスの案件に伴って若干触れたところでありますが、昨今の状況からスクールバスの利用対象の距離の弾力化、弾力的対応について検討して、実施の方向でおりますので、このことについて報告いたします。

それでは、教育総務課長から説明いたします。

委員長 : 遠藤教育総務課長。

教育総務課長 : それでは私から御説明をさせていただきます。

まず初めに、1、経過の部分からお話しさせていただきます。

当市におけるスクールバスの利用については、学校統合時の取決め、これは合併前の旧市町村単位での取決めも含めますが、基本的には自宅から学校までの距離が小学校4キロメートル、中学校については6キロメートル以上の児童生徒を対象としております。

令和4年の6月通常会議において、4キロメートル未満の低学年児童の徒歩通学に対する安全性についての一般質問もあったところでございます。

こうしたスクールバスの対象距離に係る問合せや改善要望については、市民の方からも、時々意見が寄せられていたところがございます。

現在、各学校のスクールバスの運行において、乗車人数に余裕があることから、新たな経費をかけずに、この空席を活用した対応ができないか検討を進めてまいりました。

児童生徒の通学距離データを基に、各スクールバスの空席数を照合した結果、令和5年度から、空席がある場合において、対象距離を小学生においては3キロメートル以上、中学生においては5キロメートル以上に緩和する方向で検討を進めることとし、10月17日、各支所の担当者とも協議し、各地域の実情なども把握した上で、方向性については了承を得ながら、11月1日にはスクールバスを運行している各小中学校の校長向けにも説明会を開催し、方向性について説明したところがございます。

2、弾力的対応策の考え方でございますが、小学校については4キロメートル、中学校については6キロメートルの基準は変えずに、空席を利用し、学校長の判断により、小学校は3キロメートル、中学校については5キロメートルという範囲で弾力的に運行できるように緩和するものでございます。

(2) 現行のルート・便数の変更や、バスの追加購入は行わずに行いたいという内容でございます。

(3) 学校統合時や地域の取決めを優先として、運行するものとしまして、先ほどお話ししました学校統合時に既に決めて進めている部分については、この3キロメートル、5キロメートルという基準にとらわれず、進めていた内容を優先して運行していただくものとしたところがございます。

(4) 遠距離通学費補助金の対象距離は変更しないとするものでございます。

3、適用の時期でございますが、これらの対応は令和5年度の運行から適用したいと考えておるところでございます。

下のスクールバス対象距離弾力的対応イメージの図のほうで簡単にお話しさせていただきたいと思っております。

分度器のようなレイアウトになってございますが、真ん中に学校から自宅までの距離を示しておりまして、左側が小学校、右側が中学校という形で見ていただければと思います。

真ん中に空席があれば認めるというのが、それぞれ小学校、中学校でございますが、この部分が小学校については4キロメートルを3キロメートル、中学校については6キロメートルを5キロメートルという部分に縮めたいという考え方でございます。

それぞれ小学校、中学校、両端側になりますが、これまでそれぞれの利用基準、統合時の取決め等により、小学校は3キロメートル未満、それから中学校については5キロメートル未満であっても、地域の実情などで認めてきたというところはこれまでどおり認めていきたいと考えているところがございます。

なお、真ん中の部分の遠距離通学費の補助金適用については、これまでどおり、小学校については4キロメートル以上、中学校については6キロメートル以上という部分は変えないというような表の見方になるものでございます。

簡単でございますが、説明につきましては以上となります。

よろしくお願いたします。

委員長：ありがとうございました。
これより質疑、意見交換を行います。
菅原委員。

菅原委員：早速、御検討いただいて本当に感謝いたします。
それでは私から質疑をいたします。
今回のことに関して直接は関係がないと思うのですが、遠距離通学費補助金について、若干御説明いただければと思います。
それともう一つ、現行のルート、便数の変更、バスの追加購入は行わないものとするがありますが、それはここで挙げられている中身に関しては十分に理解できます。
しかし、私が想定している児童のことなのですが、その児童の家に行く途中の集落には児童が五、六人いて、その児童はスクールバスに乗って行っているのです。
そしてその途中の児童六、七人ぐらいは実は2キロメートルぐらしか離れていないのですが、そこからさらに枝に入っていくところ、すごい過疎的なところに児童が1人いて、途中の近い子供たちはスクールバスに乗っている。
この枝に入っていくところの児童は、乗れないということで親御さんの不安が解消されないということがありますが、どのように考えていったらいいのかということをご考えていただきたいと思います。

委員長：遠藤教育総務課長。

教育総務課長：まず一つ目の遠距離通学費のことでございます。
遠距離通学費補助金につきましては、スクールバスの運行していないところで、距離がそれぞれ小学校4キロメートル、中学校6キロメートルという部分で、自宅から自家用車で送られてくるという方々に対して、1キロメートル幾らという単価を掛けて支給をしているという形になります。
2つ目のいわゆる枝分かれして、ルート上にないような方というようなお話ですが、スクールバスは細い市道などの奥まで入っていけば拾えなくもないのでしょうか、ただそうすると時間的なものがかかってくるということもありますし、なかなかそういったところで幹線道路を中心にスクールバスを運行しているということもありますので、その部分については距離が短いという、ちょっと微妙な距離になるということもあろうかと思いますが、スクールバスの安全運行と、それからその時間的な運転にかかる時間などのことも考慮しながら進めておりますので、その辺については御理解いただきたいと考えております。
それで、いろいろ学校統合に関係して、お話もいただくのですが、そのルート上まで出てきて、いわゆる乗れるところまで出てくる部分については、学校等の判断等もいただきながら進めているところではございます。

委員長：菅原委員、よろしいですか。

菅原委員：はい。

委員長：休憩します。

(休憩 16:51~16:55)

委員長：再開いたします。

岩渕委員。

岩渕委員：基本的なことをお聞きしたいのですけれども、学校から自宅までの距離というところですが、起点、要するに学校の真ん中なのか、校門なのか、敷地のどこなのか、また、自宅というのはどこなのか。

例えば、1番地という番地があって、その真ん中なのか、どういう考え方なのでしょうか。

委員長：及川教育部長。

教育部長：距離を判定する際、今はパソコンでMapFanという距離を測定するものでもって距離を計測しているのです。

際どい場合には、保護者の有利になるような測り方でやる場合も、本当に際どい場合はですね、そういう場合には誤差の範囲の中で測る場合も。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：来年度から適用しますということですが、来年度から1年生になるお子さんも含めて、大体どのぐらいの方が新たにスクールバスに乗車できるようになるのでしょうか。

委員長：遠藤教育総務課長。

教育総務課長：現在の児童でおおよそ出したところでは、小学生で15名ほど、それから中学生では37名、40名をちょっと切るかぐらいのところでは。

また、年度途中でも、転校とか転出ということでちょっと動きがありますので、現在の対象児童、ルート上にある対象児童生徒で見るとそういった人数になります。

児童生徒数がどんどん減ってきているので、極端に多くなったり、極端にいきなり少なくなったりというようなことはないとは思っておりますが、そういった人数でありますので、この進め方で決まれば、それを学校等にも周知をして、対象者等がいるルート上のそばにある児童生徒については乗れますよというような形で進めていきたい。

委員長：岩渕委員。

岩淵委員：最後に、2の(1)に「空席を活用し、学校長の判断により」とありますが、校長先生が変わると判断も変わってくる可能性もあるということになるのでしょうか。

それとも、教育委員会として基本的な判断基準があつて、校長先生の判断基準、個人の学校長の判断が、その都度何か自分で持っている物差しは何かあるのか、その辺はどのように考えているのかお聞きしたい。

委員長：遠藤教育総務課長。

教育総務課長：基本的には先ほど言った距離が主になりますけれども、やはり合併前の小学校、中学校の進め方ということで、校長先生が変わっても、その学校自体に根づいているやり方といいますか、対象とする地域であつたりというような部分などは引き継いでおられますので、校長先生が変わつたとしてもその部分については、前年、前々年までのやり方というものを踏襲して、実際には進めていくということで、こちらでは、いろいろとお話を聞いていると、そういったところで進めているということでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：それも校長先生の判断の中に範疇に入っているということですね。

その前年まで、今までのやり方、何とか小学校のやり方はこうやってきたのですというのも先生の判断材料になっていきますということによろしいのですね。

委員長：遠藤教育総務課長。

教育総務課長：校長先生、個人だけということではなくて学校として、そういう市町村合併、統合時に決めたことを踏襲してきたり、あるいは旧市町村の中でいろいろと距離の線引きとか、地域の線引き的なものを決めてきて、全体を学校で情報共有をしてきて、あとは支所とも調整した中で、スクールバスの利用をしてきたという形です。

委員長：小菅教育長。

教育長：いろいろなケースが実際にはあつて、微妙なことが出てきます。

例えば3キロメートルに緩和する場合に、例えば2.95キロメートルの距離をたった1人の小学校1年生が山の中を歩かなくてはいけないとか、そういうケースもあつたり、あとは身体的に、歩行に困難がある子供が出てきたり、そのあたりはやはり校長の判断をもってしないと、一律にはなかなか定めるのは難しいと、そういう部分の判断を校長に委ねますが、それは当然、校長が引き継いでいきますから、そこはそういう状況については継続して、対応していくということになると思います。

委員長：猪股委員。

猪股委員：統合校の関係の対応の仕方なのですけれども、花泉地域の場合、統合した後にまた統合というような経緯をたどっていきまして、前の統合のときはこういう基準だったということがあると、今度の統合でもその基準がまだ引き継がれるようではちょっと具合が悪いようなところもあるのではないかと思います。

やはり、その前の統合はそこで終わりで、新しく統合したところは新しい統合校としての基準を決めるというようなやり方をしていかないと、なかなかちょっと收拾がつかなくなってしまうところもあると思いますので、ちょっとその辺は少し教育委員会としても何らかの基準を持って指導などをしていただきたいと思います。

委員長：小菅教育長。

教育長：今の花泉地域の例についてですが、実際に花泉地域の日形地区から要望書が、教育委員会のほうにスクールバス通学に関わっての部分が出ておりまして、具体的に細かいところはちょっとお話ししませんが、中学校の絡みが非常にあります。

小学校の部分、旧中学校の規定と、新しい統合の中学校の規定と日形地区という一つのまとまった地区としての部分があるので、そういった部分については今後、支所と協議をしながら、その地域ならではの課題がありますので、そこも踏まえて判断してまいりたいと思います。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：スクールバスの距離の問題ではなくて、スクールバスを運行している業者との契約、いつ頃、例えば令和5年度の契約はいつ頃されるのですか。

委員長：遠藤教育総務課長。

教育総務課長：契約につきましては、年度末に翌年度の契約を進めるような形でしております。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：3月ということですか。

委員長：遠藤教育総務課長。

教育総務課長：そのとおりでございます。

委員長：そのほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

委員長 : なければ、質疑、意見交換を終わります。
以上で、スクールバス利用対象距離の弾力的対応についての調査を終わります。
当局の皆さんにはお忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。
暫時休憩します。

(休憩 16 : 03～16 : 04)

委員長 : 再開します。
その他に入ります。
委員の皆様から何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。
以上で、予定した案件の協議は終了いたします。
以上で、本日の委員会を終了いたします。
御苦労さまでした。

(午後4時5分 終了)